

戸別所得補償制度の見直しを求める意見書

本年4月1日より加入受付が始まった戸別所得補償モデル対策は、米の所得補償を実施し、米の需給調整への誘導が図られたところであるが、生産数量目標を上回る過剰作付けがされたことや、平成21年産の持ち越し在庫等により、米は大変厳しい販売状況となっている。

また、戸別所得補償制度は、全国一律の単価のため不公平感が強く、地形条件や品目構成により、自助努力では生産費格差を補えない地域の経営基盤は、ますます脆弱化していくことが強く危惧されるとともに、園芸・畜産等が支援の対象外になるなど、農業の経営の安定を図る制度としては非常に懸念を有する制度である。

よって、国においては、こうした状況を踏まえ、次の事項が実現するよう強く要望する。

- 1 米の生産費について、一番高い四国と一番低い北海道では約1.7倍の差があり、生産費と販売価格の差額として全国一律とした算定方式ではなく、農業形態の違いから生じる生産費の格差を勘案するとともに、米価の変動に対応できるよう、必要かつ十分な予算措置を行うこと。
- 2 水田転作において、地域ごとに産地づくりを支援するため、特産品作物に対する加算措置を拡充し、産地づくりに取り組んできた農家の経営を支援するとともに、米、麦、大豆等に留まらず、園芸や畜産といった多様な地域農業を支える経営安定対策を早急を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月14日

徳島県議会議長 藤 田 豊